

下水道水洗化のお知らせ

9月10日は下水道の日



鏡野町では、河川や水路など水環境を向上するため下水道の整備を進めています。下水道施設は、各家庭や事業所の接続によりはじめて効果を発揮します。接続には自己負担が必要ですが、使用開始区域の皆様には、できるだけ早い接続をお願いします。なお、**必ず**、鏡野町の排水設備指定工事で、工事の申請並びに、工事を実施してください。

○補助金制度

下水道が整備され、使用開始日より3年以内に接続工事を行われた生活世帯には、排水設備事業費補助金が交付されます。**(アパート、事務所等は補助対象外。)**

○受益者負担金(分担金)

下水道は、道路や公園のように不特定多数の人が利用するものでなく、区域が限定されます。そのため、下水道に接続する際に整備費の一部を「受益者負担金」として一度限り負担していただきます。

令和3年3月31日に使用開始となった薪森原の一部では、令和6年3月30日で、補助金の交付が終了します。また、受益者負担金の額も増額となりますので、早めの接続を推奨します。

○下水道の使用料(月額 消費税込み)

生活世帯 (一般家庭)	基本料金	世帯員数割 (1人当たり)	事業所 (工場など)	水道量 (10m ³ まで)	超過料金 (1m ³ 当たり)
	1,650円	660円		1,650円	187円

※お支払いは、隔月支払い(2か月分まとめて)です。

※世帯員数について ●減る場合は……住民票の異動を問わず、**届け出が必要です。**
(世帯員の方が亡くなられた場合は、**届け出は不要です。**)
●増える場合は…毎年5月に鏡野町で調査しますので、**届け出は不要です。**

下水道の使用にあたってのお願い

近年、下水道ポンプ施設で、異物(水に溶けないウェットティッシュ類、布類)が原因と思われる故障がたびたび発生しています。異物の詰まりによりポンプが停止すると、下水道管内の汚水を排出できなくなり、日常生活に支障をきたす場合があります。下記の事項を守って正しくお使いください。

○水洗トイレには、トイレットペーパー以外の、水に溶けない紙類・布類を流さないでください

水に溶けないウェットティッシュ類(紙おしぼり、おしりふき、紙おむつ等)、生理用品、布類は、詰まりの原因になります。

○台所のゴミや廃油を流さないでください

野菜くずのような生ごみも詰まりの原因となります。また、料理の油の残りやお皿についた油などは、排水として流さず、紙などでふき取って燃えるゴミに出してください。

○薬品類などを流さないでください

農薬などの薬品類、石油類(ガソリン、灯油等)などは、絶対に流さないでください。下水道管の破損や処理場の機能低下の原因となります。また、タバコの吸い殻、ガムなども絶対に流さないでください。

お問い合わせ先 鏡野町上下水道課 担当: 牧野・駒牧 電話(0868)54-0001